

幼児教育について

I 幼児教育の現状・取り巻く環境

(1) 本県における各施設の状況

本県の幼稚園・幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）・保育所に通う3歳～5歳児は、41,853人（平成30年5月1日現在）です。また、本県における各施設に通う子どもの割合は、幼稚園が36.2%、認定こども園が8.8%、保育所が55.0%で、保育所に通う子どもが多く、公私の割合では、国公立45.1%、私立54.9%と私立に通う子どもが多い状況です。

| | 幼稚園 | | 認定こども園 | | 保育所 | |
|--------------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|
| | 国公立 | 私立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 施設数 (か所) | 132 | 49 | 8 | 25 | 209 | 185 |
| 4・5歳児 (人) | 5,168 | 5,909 | 665 | 1,752 | 7,718 | 7,721 |
| 3歳児 (人) | 1,199 | 2,873 | 314 | 942 | 3,811 | 3,781 |
| 国公・私立別計 (人) | 6,367 | 8,782 | 979 | 2,694 | 11,529 | 11,502 |
| 割合 | 15.2% | 21.0% | 2.3% | 6.4% | 27.5% | 27.5% |
| 施設別計 (人) | | 15,149 | | 3,673 | | 23,031 |
| 割合 | | 36.2% | | 8.8% | | 55.0% |
| 3歳～5歳児数計 (人) | | | | | | 41,853 |

資料：三重県「学校基本調査」「福祉行政報告例」

（注）休止中の施設は施設数に含まない

(2) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂（平成29年3月）

① 幼児期に育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

幼稚園教育要領等において、「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱から構成される資質・能力を一体的に育むように努めることが示され、幼児期の教育の特質を踏まえ、資質・能力の3つの柱に沿って内容の見直しが図られました。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校の教師と共有するなどの連携を図ることが示されました。

② 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続

小学校の新学習指導要領においても学校段階間の接続の観点から、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園

教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること」が規定され、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続が一層重要視されています。

＜幼児期の終わりまでに育ってほしい姿＞

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳～5歳の全ての子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されます。(0歳～2歳の子どもについては、住民税非課税世帯が対象。通園送迎費や食材料費などは保護者負担。)

これにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、全ての子どもたちが等しく、質の高い幼児教育の機会を保障されることとなります。

2 これまでの取組内容とその成果

(1) 就学前の質向上事業の実施

市町における教員指導力向上の取組の充実、及び「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」や実践研究に基づく効果的な指導ノウハウの確実な普及を進めました。

市町が計画的に幼稚園等の教員の資質向上を図る取組を支援するとともに、幼児教育の専門家を市町や園に派遣し、市町が行う研修や公開保育等の実施を支援しました。

専門家は、実践研究で得られた効果的な指導方法や保幼小の円滑な接続に資する取組について指導助言を行いました。

実践研究園においては、各テーマに沿った、子どもへの効果的な援助・声掛けのポイント、子どもの主体的な取組を促す環境づくりや活動の工夫などについて、ノウハウや実践を蓄積し、子どもの成長を実感することができたという声が上がっています。

| 実践研究園 | テーマ | 学識経験者 |
|----------------|-------------------------|------------------------|
| 東員町立 笠尾東幼稚園 | やり抜く力、生活習慣、接続期の課題 | 鈴鹿大学こども教育学部 田口 鉄久教授 |
| 鈴鹿市立 椿幼稚園 | 思考力の芽生え、生活習慣、接続期の 課題 | 三重大学教育学部 |
| 津市立 翼ヶ丘幼稚園 | 命の大切さ、生活習慣、接続期の課題 | 富田 昌平教授 |
| 松阪市立 豊地幼稚園 | 自己肯定感、生活習慣、接続期の課題 | ユマニテク短期大学 山野 栄子准教授 |

(2) 幼稚園教諭・保育教諭・保育士等に対する研修

新任の保育士・保育教諭を対象とした就業継続支援研修（平成30年度の修了者数は180名）を実施するとともに、保育所経営者・管理者を対象として、職場環境改善やトップマネジメント能力の向上等のための研修を実施しています。

また、教育・保育の現場において、園長、主幹教諭（主任保育士）の下で、リーダー的な役割を担う幼稚園教諭等に対し、多様な課題や若手の指導等、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に、キャリアアップ研修を実施しています。

その他、虐待、発達障がい、保護者への関わり等、教育・保育の現場で課題となっているテーマについて実施している研修は、認可の幼稚園、保育所等のみならず、認可外保育施設の職員も対象にするなど、幅広く研修機会を設けています。

(3) 乳幼児教育研修講座の実施

幼稚園等新規採用教員、幼稚園等中堅教諭、保育教諭、保育士、小中学校教諭、特別支援学校教諭等を対象とした乳幼児教育研修講座を年3回開催しました。第1回研修では「児童虐待の現状と保育者の役割」をテーマに63名の受講者が参加し、第2回研修では「0・1・2歳児からの発達と学び」をテーマに179名の受講者が参加し、第3回研修では「絵本の読み方、選び方、楽しみ方」をテーマに163名の受講者が参加し、学びを深めました。

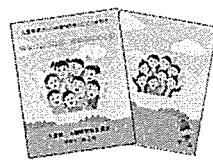
(4) 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の作成

保幼小の教職員が円滑な接続に資する保育・教育活動を適切に行うこと目的に、幼稚園等と小学校の特徴・違いや円滑な接続のためのポイント、保育・教育活動、指導の工夫例などを盛り込んだ「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、県内全幼稚園、保育所、認定こども園、小学校等に配付しました。また、公立小中学校等校長研修会、三重県国公立幼稚園・こども園長会総会、三重県私立幼稚園・認定こども園協会総会、三重県幼児教育カリキュラム委員会、

三重県乳幼児研修などにおいて周知を行いました。

<「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の概要>

- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための4つのポイント
- ポイント1：幼児教育と小学校教育の特徴や違いを理解する
- ポイント2：「接続期に育みたい子どもの姿」を設定・共有する
- ポイント3：円滑な接続を意識してカリキュラムを作成する
- ポイント4：カリキュラムをもとに保育・教育活動、幼児児童の交流を進めるとともに、見直し・引き継ぎを行う
- ・ 4つのポイントごとに、円滑な接続のためにどのようなことに取り組むのかを具体的に提示。



(5) 就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの活用

県内の3歳～5歳児を対象として、就学前の生活習慣チェックシートの取組を3回実施しました。公立幼稚園における平成30年度のチェックシート実施率(5月)は、98.5%（平成29年度は97.2%）と、多くの園で実施されています。園からは、「子どもが楽しみながら取り組むことができ、保護者も子どもの自立の目安になる項目があるので、取り組み方がわかりやすく、具体的に褒めることもできるので、子どもの自信につながりやすい」という前向きな意見が寄せられています。

(6) 発達支援が必要な子どもへの対応

途切れのない発達支援体制の構築に向けて、市町の総合支援窓口との連携強化や専門的な人材育成(H30末 アドバイザー：21市町・70人、CLM専任コース：3市町3人)を行うとともに、「CLMと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入(H30末 導入率：53.8%)に取り組みました。

3 今後の課題

(1) 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・保育活動の充実

平成30年度に新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が実施され、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が実施されることから、幼児教育・保育のより一層の質の向上や幼稚園等の子育て支援の拠点としての機能等の一層の充実が求められています。

また、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、小学校以降の教育を見据え、内容の一層の整合性が図られており、いずれの施設類型においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を見据えた幼児教育・保育を行う必要があります。

(2) 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

実践研究幼稚園での実践事例の共有、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及および実践の促進に努めてきましたが、小学校との連携・交流が十分に実践できていない施設も少なくないこと、特別な配慮を必要とする児童への対応の引継ぎが十分でないこと等の課題もあります。

(3) 家庭・地域との連携の支援

就学前の生活習慣チェックシートの活用をとおして、各園と家庭・地域との連携の支援に努めてきましたが、施設類型により家庭・地域との連携に差があり、支援が十分ではない現状にあります。

また、新しい幼稚園教育要領等では、社会生活との関わりが大切であることから、地域の資源を活用した体験や地域の人々との触れ合いの機会の充実、幼稚園・認定こども園・保育所が、保護者同士の交流の機会や子育てに関する情報等を提供する役割を担うことも求められています。

(4) 発達支援が必要な子どもへの対応

支援の必要な児童を就学前に早期発見・支援するため、「C L Mと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進する必要があります。

(5) 外国につながる子どもたちへの対応

外国につながる子どもたちの中には、幼稚園や認定こども園、保育所に通っておらず、小学校入学時に日本語での会話や日本の学校生活への適応が困難な子どもたちが見られます。

4 課題を踏まえた今後の取組方向

(1) 幼稚園・認定こども園・保育所における教育・保育活動の充実

研究実践園での取組を県内に発信し、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用した実践の普及に努めます。また、幼稚園・認定こども園・保育所の運営の改善や、乳幼児教育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園（所）長等を対象に実施したり、幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修を実施したりすることで、指導内容・指導方法の質の向上を図ります。

また、新しい幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、小学校以降の教育を見据え、内容の一層の整合性が図られていることから、施設類型によって幼児教育・保育の差が生じないよう一體的・総合的な指導・助言を行っていきます。

さらに、幼児教育・保育の無償化の取組が円滑に実施されるよう、市町と連携していくとともに、認可外保育施設等を含む全ての幼児教育・保育施設において、

質の高い教育・保育が行われるよう、幼稚園教諭や保育士等の人材育成、資質向上を図ります。

(2) 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を活用し、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が相互に保育・授業を参観したり、指導内容や指導方法について相互理解を図ったりできるよう、交流や合同研修等の取組を推進します。

(3) 家庭・地域との連携の支援

活用率が9割を超えている就学前の子ども向け生活習慣チェックシートの取組を推進し、「早寝・早起き・朝ごはん」といった基本的な生活習慣や、運動習慣が身につくよう、家庭と協力した生活習慣の確立に向けた支援の一層の充実を図ります。

幼稚園・認定こども園・保育所における地域の資源を活用した体験や地域の人々との触れ合いの機会が充実するよう支援するとともに、幼稚園・認定こども園・保育所が、保護者同士の交流の機会や子育てに関する情報等を提供する、地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たせるよう関係部局で連携・協力しながら支援を行います。

(4) 発達支援が必要な子どもへの対応

途切れのない発達支援体制の構築に向けて、研修や普及啓発事業等を実施し、「C L Mと個別の指導計画」の幼稚園・認定こども園・保育所への導入をさらに促進します。また、民間企業との技術交流を行い、「C L Mと個別の指導計画」の改良や、市町における専門人材の育成支援の強化に取り組みます。

(5) 外国につながる子どもたちへの対応

市町において、小学校入学を控えた外国につながる子どもやその保護者を対象とした就学前支援教室（プレスクール）が実施されるよう促します。そのため、今年度は必要となるコーディネーター等の人材を育成するとともに、教材やノウハウをまとめたマニュアルを作成し、市町へ支援教室の実施を働きかけます。また、来年度以降も、マニュアルの普及に向けた説明会等を通じ、より多くの市町で支援教室が実施されるよう促していきます。